

見積競争公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和7年12月25日

全国健康保険協会鹿児島支部

支部長 光岡 信昭

1 調達内容

(1) 調達件名

令和7年度未受診者宅への集団健診受診勧奨DM等の作成・印刷・発送業務委託

予定件数 14,000 件

(2) 調達物品の特質等

仕様書による

(3) 履行期限

仕様書による

(4) 履行場所

仕様書による

(5) 見積競争方法

1件あたりの単価（小数点以下第2位まで）にて競争に付する。

見積書を提出期限内に提出し、全国健康保険協会が定める予定価格の範囲内で、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず税抜額を見積書に記載すること。

なお、契約相手となるべき最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、くじ引きにより契約の相手方を決定する。見積書提出期限の翌営業日に窓口にてくじ引きを行い、業者を決定する。窓口への来所が困難な場合は、代理人をたてるか、入札事務に係のない協会職員がくじ引きを行う。

2 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7、8、9年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」および「役務の提供等」のA、B、C又はDのいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (6) 個人情報の保護に関する認定基準を満たしている者

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配布場所

〒892-8540 鹿児島市山之口町 1-10 鹿児島中央ビルディング 6 階

全国健康保険協会鹿児島支部 企画総務グループ 担当 谷山

電話（代表） 099-219-1734

(2) 仕様書の内容に対する問い合わせ先

全国健康保険協会鹿児島支部 保健グループ 担当 芦澤

電話（直通） 099-219-1735

仕様書の内容に質問があった場合は、仕様書を取得した者へ回答内容を連絡する。

(3) 見積書提出期限

期 限 令和 8 年 1 月 16 日（金）17 時 00 分

(4) 見積書の提出方法

- ① 見積書には事業所名・代表者名を記載、代表者印を押印し、直接に提出する場合には封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名及び「令和 8 年 1 月 16 日公示〔令和 7 年度未受診者宅への集団健診受診勧奨 DM 等の作成・印刷・発送業務委託〕見積書在中」と記載しなければならない。
- ② 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒の封皮に「令和 8 年 1 月 16 日公示〔令和 7 年度未受診者宅への集団健診受診勧奨 DM 等の作成・印刷・発送業務委託〕見積書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し表封筒に入れ、上記 3 (1) 宛に見積書の提出期限までに送付しなければならない。

(5) その他提出書類（見積書に併せて提出）

- ① 令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）等級決定通知書（写）（「物品の製造」および「役務の提供等」の A、B、C 又は D のいずれかの等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有するものであること。）
- ② 暴力団等排除の誓約書（別添 1）
- ③ 再委託に係る確認書（別添 2）
- ④ プライバシーマークの写し、又は ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかの認証の写し
- ⑤ ISO9001 の認証の写し又は取得していない場合は、品質管理に関する受託者独自の規約等
- ⑥ 実績申立書（仕様書：別紙 4）

4 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積書
- (2) 見積合わせに参加する資格を有しない者による見積書
- (3) 記名押印を欠く見積書
- (4) 金額を訂正した見積書
- (5) 単価について落札者を決定する旨を告げて見積を行った場合で、単価でない価格を記載した見積書（総価も同様）

- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不透明である見積書
- (7) 仕様書等で定める条件に違反して提出された見積書
- (8) 同一案件の見積において、1人の者が2通以上の見積書を提出した場合における当該2通以上の見積書
- (9) (1)から(9)に掲げるほか、仕様書等の定めに違反し、又は見積書に関する必要な条件を具備していない見積書

5 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積競争に参加する者が負担すること。
- (2) 当協会の都合により見積競争を取りやめがあること。
- (3) 契約の相手方を決定するため、見積競争の参加者に対して追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 契約保証金
全額免除とする。
- (6) 受託者は、仕様書に定める業務以外を第三者に再委託してはならない。
- (7) 見積金額は、本調達にかかる一切の費用を見込むこと。
- (8) 見積書提出後の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (9) 見積書提出後、辞退する場合は、見積書提出期限前までに、書面にて辞退を申し出ること(様式任意)。
- (10) 見積結果については当協会受付前に掲示する。(決定業者のみ連絡する。)
- (11) 請求にあたっては、消費税等額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 手続きにおける交渉の有無 無

【参考】

全国健康保険協会会計細則（一部抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第30条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しないもの。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者その他これに準ずる者として別に定める者

（競争に参加させないことができる者）

第31条 総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があつた後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

(別添 1)

令和 年 月 日

全国健康保険協会鹿児島支部長 殿

住所（所在地）

称号又は名称

代表者名

印

暴力団等排除の誓約書

私は、当社が各種法令を遵守することを誓約するとともに、下記の事項についても誓約いたします。

この誓約書に反したことにより当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てず、何らの賠償ないし補償を求めません。全国健康保険協会に損害が生じたときは、その損害を賠償いたします。

記

1. 当社は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと。併せて、再委託（再委託先の契約が数次にわたるときは、その全てを含む。）を行う場合には、再委託先の業者についても次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないこと。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(別添 2)

令和 年 月 日

再委託に係る確認書

全国健康保険協会鹿児島支部 支部長 殿

下記見積競争案件の仕様書に記載のある、再委託が可能な業務について、下記のとおり再委託承認申請の有無を事前に報告します。なお、落札後に再委託の申請をする場合には、再委託承認申請書を提出します。

(案件名)

令和 7 年度未受診者宅への集団健診受診勧奨 DM 等の作成・印刷・発送業務委託

(1) 再委託承認申請の有無

有 無

(2) 再委託承認申請をする予定の業務内容

※ (1) で「有」を回答した場合に記載してください。

ズラシ折りふち糊圧着加工業務 (圧着工程の折り作業を含む)

(注) 受託業務全体の取りまとめ管理又は主体的部分を一括して第三者に委託してはならない。

住 所

法人名又は商号

代 表 者 名

印

(参考)

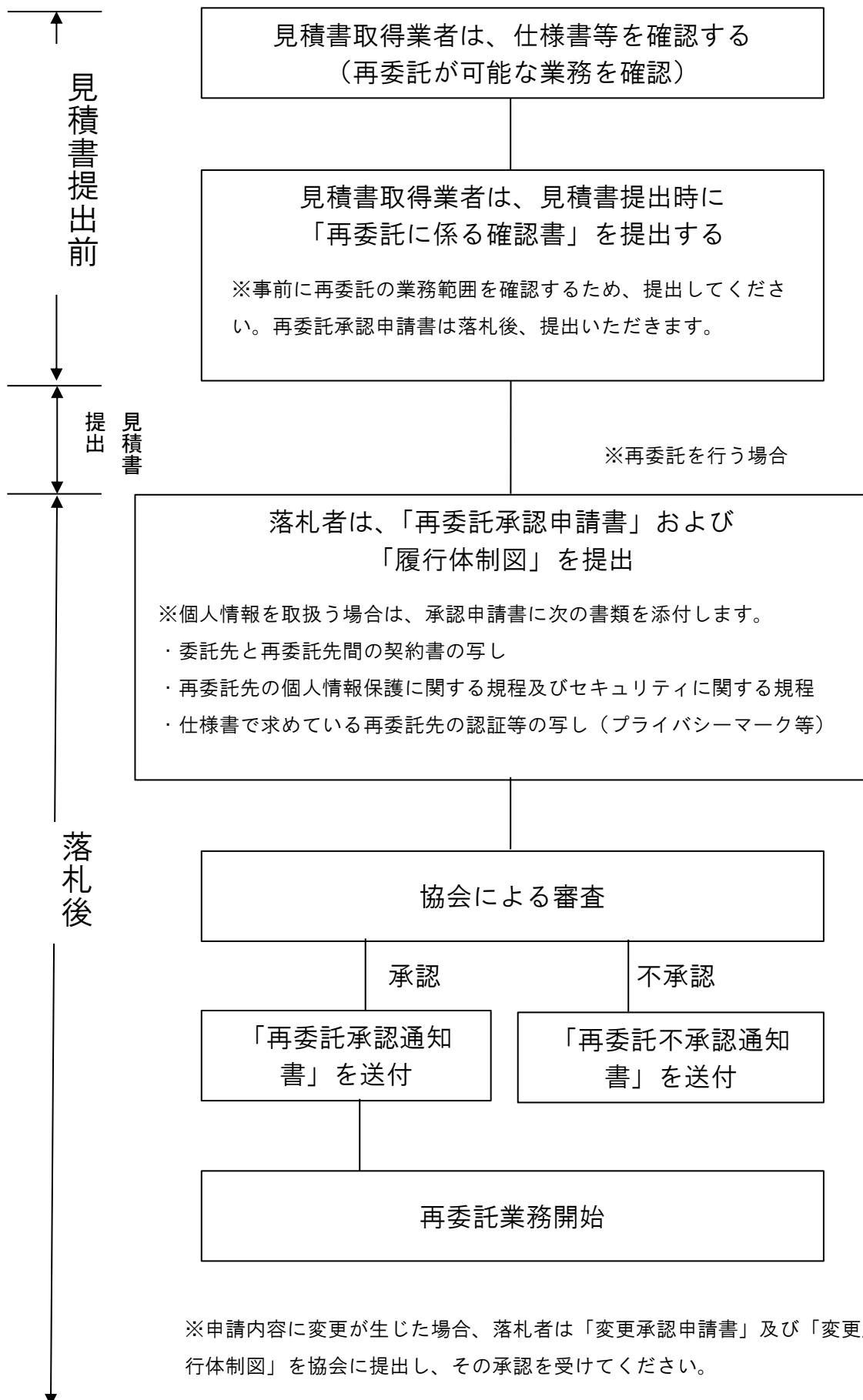
再委託の要件（見積競争方式）

1. 再委託について

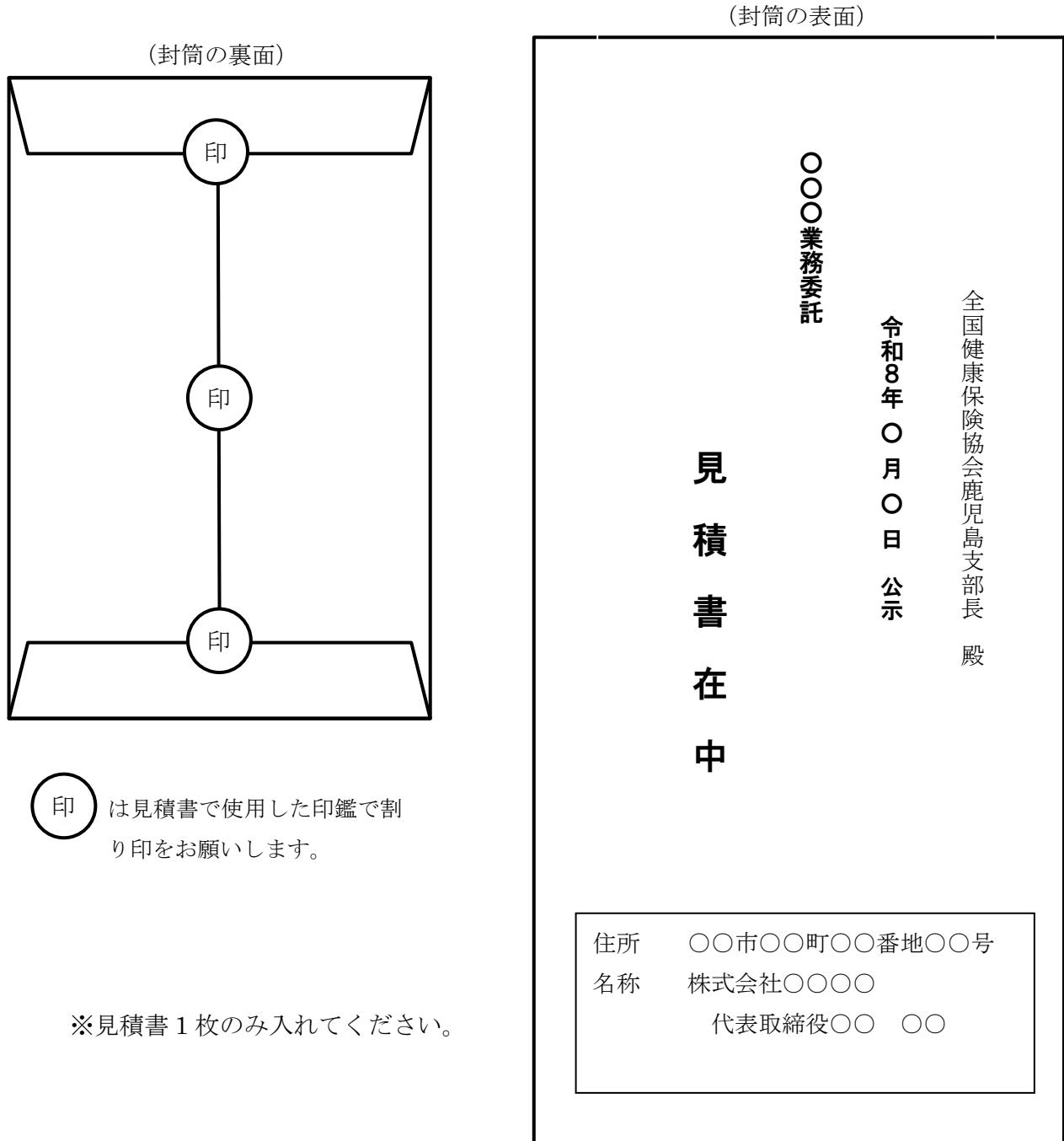
- (1) 落札者は、委託契約の全部または主体的部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 協会が仕様書等で再委託できると定めた業務について、予め協会の承認を得た場合は、再委託できることとする。（再委託に関する申請及び手続きは、仕様書等に沿って行うこと。）
- (3) 委託業務の一部を再委託するときは、落札者はその業務における管理責任、事故等の報告義務等についての責任を負うものとする。
- (4) 委託業務の一部を再委託するときは、落札者がこの契約を順守するために必要な事項について、契約書の内容を準用して、再委託先と契約を締結しなければならない。
- (5) 子会社やグループ会社であっても別法人となることから、再委託先として申請すること。
- (6) 協会の承認を得ずに無断で再委託を行った場合は、違約金等の徴取や競争参加資格の停止措置をとる場合がある。また、競争参加資格を停止した情報は公表する。なお、履行完了後、不適切な再委託が判明した場合も同様となる。
- (7) 再委託の承認申請が不承認となり、落札者が委託業務を履行できない場合や無断で再委託を行った場合、協会は違約金等の徴取や競争参加資格の停止措置を行うことができる。

※再委託の業務開始までのフロー図は、次ページ参照

2. 再委託の業務開始までのフロー図



封筒の作成例



仕様書等送付依頼書

送信先

FAX:099-219-1743

全国健康保険協会鹿児島支部企画総務グループ担当谷山宛て

案件名	令和7年度未受診者宅への集団健診受診勧奨DM等の作成・印刷・発送業務委託
-----	--------------------------------------

下記送付先をご記入のうえ、FAXにてご依頼ください。

送付先	事業所名	
	担当者名	
	住所	〒
	電話番号	

※FAX依頼到着後、上記送付先へ翌営業日に発送いたします。